



結婚新生活を応援します！

香南市では結婚に伴う新生活を経済支援し、少子化対策・定住推進を図ります。

●補助金額

1世帯当たり

上限 30万円

※お住いが夫婦いずれかの実家からおおむね5km 以内
又は同一小学校区内にある場合は

最大 15万円加算

※本補助金は予算に限りがありますのでお早めにお問い合わせください。
書類が揃った方から順番に受付を行います。
審査の過程で別途書類を追加いただく場合がございます。



香南市結婚新生活支援事業補助金申請フロー

令和5年3月1日～令和6年3月31日までの間に婚姻届けを提出し、提出時点で夫婦とも39歳以下ですか？

はい

いいえ → 対象となりません



申請日において、香南市内に住民登録がありますか？

はい

いいえ → 対象となりません



夫婦の所得の合算が500万円未満ですか？

はい

いいえ → 対象となりません



下記の項目に該当するものはありますか？

- ・他の公的制度による家賃補助を受けている。
- ・市税及び県税の滞納がある。
- ・過去に結婚新生活支援事業費補助金(他の市町村で交付を受けたものも含む)による補助を受けたことがある。
- ・香南市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団員等である。

いいえ

はい → 対象となりません



申請可能です○

なお、詳細につきましては裏面をご覧ください。

問い合わせ先
 香南市役所 地域支援課 定住応援係
 TEL : 0887-57-8503
 Mail: chiiki@city.kochi-konan.lg.jp

【対象となる世帯】

- 夫婦共に婚姻日における年齢が**39歳以下の世帯**
- 世帯での前年度所得の合計が**500万円未満（世帯年収670万円未満に相当）の世帯**
 - ※貸与型奨学金を返済している場合はその年の返済額を所得から控除可能です。
- 令和5年3月1日～令和6年3月31日**までに婚姻届を提出・受理された夫婦
- 対象となる住居が香南市内にあり、他の公的制度による家賃補助を受けていないこと
- 夫婦いずれも市税および県税等の滞納が無いこと
- 上記すべてに該当すること
 - ※三世帯同居・近居加算については、上記の要件に加えて夫婦どちらかの実家から直線距離でおおむね5km以内又は同一小学校区内であること。

【対象経費】

新生活にかかる**令和5年4月1日～令和6年3月31日**までに要した下記の経費が対象となります。

（婚姻前の転居等の費用も対象）

- 住居取得に係る住居費（新築・購入）
- 賃貸借にかかる住居費（賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料）
 - ※勤務先から住居手当が支給されている場合は、その金額を差し引いた額
- 婚姻に伴う引越し経費（引越し業者または運送業者に支払った費用）

【注意事項】

- 申請書類
申請書類につきましては、香南市地域支援課までお問い合わせください。
なお、直近年の所得証明書については、給与から市税が天引きされており5月中旬までに申請される方、または納付書等で市税を支払っており6月中旬までに申請される方は令和4年度（令和3年分）が必要です。
 - ※申請時期がそれ以降になる場合は令和5年度（令和4年分）が必要です。
- 対象外
領収書の無いもの、住居費の土地代、リフォーム代、増築費用、駐車場代、光熱水費、設備購入費、レンタカー等を利用して自ら引越しした場合の費用、引越費用のガソリン代など
- 申請は予算を超えた場合はお断りさせていただきます。
- 本年度の申請受付は**令和6年3月6日（水）**までとしますので、申請を予定されている方はお忘れのないようにお願いします。

その他ご不明な点がございましたら

香南市役所地域支援課（0887-57-8503）までお問い合わせください。